掛川市条例第３８号

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年１１月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（期末手当） 第４条　（略） ２　（略） ３　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第１項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ４　（略）	（期末手当） 第４条　（略） ２　（略） ３　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第１項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ４　（略）

第２条　掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　　正　　前	改　　正　　後
（期末手当） 第４条　（略） ２　（略） ３　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第１項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ４　（略）	（期末手当） 第４条　（略） ２　（略） ３　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第１項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ４　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は平成26年12月１日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行する。